

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3 学歴免許等資格区分表中

「

一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

を

」

「

一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。